

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体名
始良市

- 2 当該構造改革特別区域の名称
始良市 ドクダミ草リキュール特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
始良市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

始良市（以下本市という。）は、薩摩半島と大隅半島のほぼ結束点、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、鹿児島湾奥の西岸部にあり、総面積は231.25km²である。海岸に接する平野部に市街地が分布し、全体の約7割を占める山林が多く分布する北西側の中山間地域は、自然豊かな環境のなか、集落が点在している。

(2) 気候

区域内の気候は温暖で、年間平均気温は17℃前後、年間降水量は約2,200mmで大半が6月から9月に集中しており、夏から秋にかけて台風が襲来することが多い。

また、本市の南20kmほどのところに桜島があり、火山活動時に北向きの風が吹くと火山灰が降り、農作物に影響を及ぼすことがある。

(3) 人口

平成27年4月1日現在の推計人口は、75,907人となっており、5年前に比較して、1,101人、率で1.5%増加している。市内においては、市街地がある沿岸部に人口が集中しており、北西部の中山間地域は、人口密度が低くなっている。

市全体の高齢化率は28.4%で、人口密度の低い中山間地域は高齢化率が35%以上で、市の平均より高くなっている。

(4) 産業

国勢調査に基づく平成22年現在の市全体の就業人口は、31,828人で、10年前と比較して621人減少しており、産業別の構成比では、第1次産業が3.9%、第2次産業が19.5%、第3次産業が76.6%となっている。10年前より第3

次産業の就業割合が5.8%高くなっており、第1次産業は減少傾向にある。

農林業センサスによる平成23年2月時点の農業就業人口は、1,773人で、年齢構成は、30歳未満が3.9%、30～50歳未満が5.2%、50～65歳未満17.8%、65歳以上73.1%で、農林業の従事者は、高齢者の割合が非常に高くなっている。

5 構造改革特別区域の意義

農業分野での本市の課題は、中山間地域において条件不利農地が多いだけでなく、生産農家の高齢化や産地間競争の激化等により、経営環境が年々厳しさを増していることや、耕作放棄地発生抑制と解消、及び担い手農家の育成があげられる。

こうした状況の中で、これまで本市では、農産物の付加価値を高める6次産業化の推進、地産地消の推進、新規就農者の育成・支援、耕作放棄地の解消対策、有害鳥獣対策等の農業推進施策を進めてきたところである。

今回、市全域において、構造改革特別区域計画を実践することにより、農業と観光を結び付ける試みとして、地域の経済・社会に及ぼす効果は広範囲に渡り、直接的には、原料となるドクダミ草を生産拡大することで、農業従事者の割合が高い高齢者でも作付しやすいことから、農家にとっては新たな収入源と所得の向上につながる。

さらに、区域内にある産直交流施設での交流が加速化されることにより、新しいイノベーションが生まれることも期待され、こうしたことを有機的に連動させることにより生じる相乗効果で、地域全体の活性化が期待される。

また、健康志向と薬草への関心が高まる中で、ドクダミ草リキュールの需要の拡大を期待するとともに、ドクダミ草リキュールの製造販売に当たっては、製造工場の稼働により地域の雇用を生み出す効果や、耕作放棄地の解消につながる効果がある。

産直交流施設では、ドクダミ草の生産者と協力して、原料となるドクダミ草の生産拡大と安定供給を図ることにより、高齢の生産農家の新たな収入源の確保に貢献できる。

また、市内では、近年薬草に対する関心が非常に高まっており、鹿児島県薬草研究会が設立され、月1回薬草セミナーが開催されており、平成28年1月末現在でその会員数は100人を超えている状況である。

こうしたことから、今回、健康ブームが高まる中、需要の高まりが期待できるドクダミ草リキュールの製造・販売を促進することで、効果的な地域振興を図ることができ、産地としての知名度の向上に加えて、雇用創出や産直交流施設が備えている宿泊設備を活用した滞在型観光（スローライフ・ロハス）による区域内への交流人口の増加が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域における規制の特例措置（特産酒類の製造事業）を活用することで、

区域内の特産物を用いたりキュールの製造が比較的小規模な施設でも可能となることから、新規就農者の確保と農家所得の向上による安定的な農業経営の実現、商工業と連携した新しい雇用の場の創出による定住人口の増加、観光業との連携による交流人口の増加などが期待できる。

また、区域内で問題となっている耕作放棄地の解消には、労力が掛からない多年性作物を栽培することが効果的であることから、耕作放棄地を復旧してドクダミ草を栽培する施策を推進していく。

これらにより、地域経済の活性化と雇用を安定化させること、そして美しい農村環境の創出による国土の有効利用と農村環境の活性化をはかることを目的とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的な効果

(1) 認知度及びブランド化の推進

区域内で生産されるドクダミ草を原料としたドクダミ草リキュールの製造は、6次産業化の新たな取組になり、今後は市内で開催されるイベントやホームページ、その他のプロモーションツールなどにより、多角的に情報発信することで、一般消費者への認知度を高めていくことが、ドクダミ草リキュールの販売拡大に効果的であると考えられる。

こうした取組を活かし、ドクダミ草リキュールを切り口としたPRにより地域の認知度を向上させ、食べる薬草と飲む薬草に関わる様々な産業・商品・サービスなどの質を、フラッシュアップして、区域全体のブランド力が強化・向上されることが期待される。

(2) 地域農業の振興

区域内にある産直交流施設におけるドクダミ草リキュールの製造施設の開設は、薬草を生産する農家にとって、経営の多角化や規模拡大による複合経営によって農業経営の安定化につながるというメリットがあり、地域農業の担い手確保、または後継者不足の解消にも大きく寄与することになる。

また、ドクダミ草の集荷体制とドクダミ草リキュールの製造設備が一体的に整備されることで、ドクダミ草栽培農家の生産意欲の向上が期待できる。

さらに、ドクダミ草栽培に当たって、最近大きな社会問題となっているイノシシやシカなどの野生の鳥獣被害が発生した事例は報告されておらず、中山間地域で栽培可能な有利な作目と考えられることから、収益性の安定化によりドクダミ草を栽培しようとする農家は多くなると期待され、農村環境の活性化につながる。

(3) 交流人口の拡大

蒲生（かもう）地区には産直交流施設があり、市が観光事業として実施している日

帰り観光バス「あいらびゅー号」や周遊観光バスツアーなどにより、県内はもとより全国から多くの観光客が訪れる癒しの里となっている。

地域内にドクダミ草リキュールの製造設備が整備されることで、これまで主流だった主要観光地を短時間で巡り歩く「通過型観光」に加えて、ドクダミ草の生産状況の見学や、収穫・醸造の体験プログラムを組み入れたスローライフ・ロハスを体感する「滞在型観光」が可能になる。こうした取組により、新たなタイプの交流人口の増加が見込めるとともに、将来的に企業や個人投資家により宿泊施設の増設なども期待できる。

（４）地域の関連産業との連携

ドクダミ草リキュール製造に係る製造設備は、県内に数多い焼酎メーカーの協力と支援を要請することで、対応することは十分に可能だと考えられ、製造責任者の確保についても、問題はない。

このほか、ドクダミ草リキュール製造に関わる生産、醸造、流通、販売、観光など多様な業種間の連携によって地域ぐるみで６次産業化を推進し、相乗的な事業効果を発揮していき、活力ある地域づくりを推進することができる。

数値目標

	平成 28 年度目標	平成 29 年度目標	平成 30 年度目標
特産酒類の製造所件数	1 件	1 件	1 件
特産酒類の製造量	3k1	4k1	5k1

８ 特定事業の名称

７０９（７１０）特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特別措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ドクダミ草）を原料としたリキュール又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるものを原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の認定者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行なわれる区域

始良市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の認定者が、酒類の製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物（ドクダミ草）を原料としたリキュールの試飲・販売を通じて地域の活性化を図るため、リキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるドクダミ草又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるものを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、リキュールについては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、中山間地域におけるドクダミ草栽培農業者の所得の向上と、新たな特産品及び地域ブランドの創出、耕作放棄地等への栽培等の農業振興が図られるとともに、観光客などの交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。